

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第12巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43641

ダレス・藤山会談関係

藤山大臣 先般の総選挙において与党は勝利を収め、岸政権は長期政権として新たに発足した。この機会に日米関係の基本的問題について話合い、岸訪米以来の *follow up* を試みたいと考えて来訪した。

ダレス長官 議題第二（安全保障調整）が最も重要と思うが、本日の議事はいかに進めるべきか。

藤山大臣 議題第二を採り上げたし。その話のうちに議題第一（国際情勢）も入つて来ることもあるべし。

ダレス長官 結構である。まずお話を承りたし。

藤山大臣 安保条約は締結以来数年を閲し、その間国内の事情、国民の意思にも推移があつた。かかる背景の下に話合いを試みたし。日本の自衛力育成は、財政的制約より遅れてはいるが、量質ともに漸次進んでおり、ようやく軍隊をその機能を有する段階に達してきた。国際社会における地位も米国の援助をえて逐次向上し、

国連加盟もさきを実現した。国民感情としても日本自体が自主独立であるとの気持を持ちたいのである。国民の八〇％は対米協調の気持であることは、選挙の結果をみても判るとおりである。かかる立場から現行安保条約をみると、国民感情を刺戟する要素がある。故に米国との協調を深めて行く上にも現行条約を改正し、あるいはなんらかの調整を試みるべき段階にあると思う。岸総理も昨年話されたが、今一度あらためて話したい。たとえば現行条約は米韓、米比の安全保障取極に比して自主性がないという点もあり、さような感じを国民が抱くとすれば、日米関係のため是正を試みるべきである。

是正の方法としては、新条約か、現行条約改正か、または現行条約はそのままとして補助的取極で個々の問題を解決して行くかの三つの方法がある。右いずれも技術的には種々研究を要するが、精神としては、総理もいわれるとおり新条約を作り、国会などに

において十分論議を尽し、これを通越えて日米関係を真に安定した基礎の上に置くということが最も望ましい。これが日本政府の基本的な考え方であるが、(ダレス深く首肯せり。)なんら實見を承りたし。

ダレス長官 (暫時熟考の後) 自分は安保条約の交渉当事者であつた。交渉当事者として、安保条約が与えられた条件の下において与えられた目的のため役に立つたという点に満足を覚えるものであるが、条約の father として not so devoted as to be unwilling to change it である。勿論あらゆる場合にはよりよいものが出来るとしての話である。安保条約は勿論恒久的のものとして考えられているものでなく、条約自身暫定的なものであるといつてゐる。米国外務大臣がいわれたように事態は変つたという見解に同意する用意はある。条約の前文は日本は自衛のための漸進的に責任を負う云々といつてゐるが、条約の予想するその方向に變つてきてゐる。

米国は日本の今までの防衛努力を adequate とは思つてゐないが、しかし日本にも財政的の制約のあることは了解してゐる。しかし日本がマキシマムまでやつたとしても、現下の世界情勢の下においては、米国を含むいかなる国も友邦との相互依存の關係なしに独力で安全を確保することはできない。米国は軍縮が成立することを望み、現在も望んでゐるが、その見通しは極めてむづかしく、自由諸国の共同防衛は是非とも必要である。大臣は國際情勢の話も出るであらうといわれたが、現在 most disturbing basic fact は、ソ連が軍備を縮少し、核兵器をなくするようないかなる努力に対しても stubborn unwillingness を示してゐることである。ソ連は single item of discouraging test において宣伝に努めてゐるが、核兵器の生産や軍備制限には決して乗つて来ない。米国及びその与国は核分裂物質の平和利用及び兵器用としての製造禁止に努力してゐるが、ソ連は耳を傾けない。ソ連は核兵器攻撃をもつて威嚇してそ

の意思を外に押しつけようとしているが、スエズの際にばかり、シリア革命の際にばかり、レバノンにおいてばかり、また最近の大統領あてフルシチーフ事簡も核兵器攻撃により米海軍を撃滅するとの威嚇を含んでいる。現在の台湾の危機も、ソ連が中共に対し、米国はソ連の核攻撃の前に retreat するべく、ソ連は何時でも中共に核援助の手を差伸べるといつたからでもあると思われる。

ソ連のかかる力の威嚇に対しては、自由諸国は団結して対抗する以外に道はない。いかなる国も自らの運命の支配者であるためには与国との安全保障取極に依存せざるをえない。自由諸国は抑制力として共通の目的に充てられるべき力のプールをもたなければならぬ。米国は日米間の *dependable relations* を必要と考える。しかして同時に日本が *genuine independence* を欲し、*master of its own destiny* たらんと欲するならば、もとよりこれを尊重するものである。

以上の観点より、米国としては日本政府が米国を *mutual security*

relationships を維持することを欲しておられることに *happy* であり、貴大臣の問題がかかる関係を必要とするや否やに非らずして、これをいかにして *evolve* すべきやにあることは誠に *happy* である。大臣は三つの方法のうち第一の方法が望ましいとの御意見を述べられたが、米国は原則的にその可能性を探求する用意がある (*is quite prepared in principle to explore that possibility*)。もつとももし

この方法が困難であるという場合には他の方法をとるということはリザーヴしておく次第である。(二時四十分)

藤山大臣 中共、ソ連の問題は明日の議題でとり上げることとした。安全保障問題に関し、米側が日米関係を安定した基礎におく見地より日本側の考えも容れて検討するお考えなることは甚だ満足なり、現下の世界情勢の下において一国だけでその安全を図れる国はなく、日米共同安全保障体制を止めるという考えは共産党や一部左翼勢力を除いては存しない。問題は現存の安全保障取極

めを国民感情に合うようには是正して行くことが日米共同防衛を強化する目的に添うこととなるのであり、この点総理の考えははつきりしているが、技術的にいかに組立てて行くかが問題である。現在の安保条約では米国が日本防衛の義務を負っていないという点がある。また自衛隊の育成からして国内の騷擾は日本自身で始末出来るということになった。日本としては憲法の範囲内で米国の防衛努力を援けるということは当然と考えるが、ただ憲法の制約があるため米国の考えるような完全な協力とまでは行けないかも知れない。すなわち海外派兵ができないから自衛隊による直接行動は日本が攻撃された場合の日本内の行動のみに限らなければならぬ。

ダレス長官 今日日本領土 (within territorial limits) と日本地域 (Japan area) と二つの用語があるが、いずれであるか。日本地域といえは、日本領域及び防衛に直接関連するその付近を含むわけである。

8

藤山大臣 日本領域並びに艦船、航空機による領海外における護送などは含むものである。

ダレス長官 自分の尋ねたのはその点である。よく分つた。

藤山大臣 日本領域以外に侵略が起つた場合は、できるだけ協力する考えである。補給協力については現行安保条約下の関係を継続して差支えないと思う。作戦基地として日本の施設を使用する場合は協議して貰わなければ困る。ただ補給のためなどで日本に米軍が駐留する場合は、その配備装備について事前に協議することとしたい。現在これらの点が条約上明記されていないので批判の対象となる。特に核兵器持込問題は反対党のみならず、国民感情からして保守党も極めて神経質である。配備装備が協議されると条約に書いてあれば国民も安心するし、日米両国が友好関係にあれば協議すれば必ず必要な措置はできると思う。

なお、条約に期限がないという点は米国が日本を永久に隷属させ

9

るといふ印象を与えて好ましくない。

以上のごとき問題であるが、これをいかに技術的に組立てるか
は研究を要す。総理は技術的にできるなら新条約を作り、国会の
論議を経て国民の承認をえ、もつて日米関係を安定させようとい
う考えであり、またそうすれば条約をめぐる論議は一切終止させ
ることとなる。 (三時二分)

ダレス長官 貴大臣のお話並びに本件に関する日本政府の考え方を
多とする。自分もさらに熟考し、また国防長官ともよく話すまで
にわかにコメントすべきではないと思ひ、また新条約というこ
ととなれば、日本の国会と同じく米国の議会でも種々問題がある
ことを忘れることはできない。ただ一ついえることは、大臣の申
された協議事項はNATOなどの場合のごとく、条約に書き込む
よりは、条約に基いて取極めたい事項であると思ふ。

基本的な問題は、大臣のいわれた日本憲法の制約の結果 one-sided

すなわち米國は日本を防衛することをコミットするが、日本は米
國を防衛するというコミットメントはいえないという問題である
。日本の自衛隊の移動が地理的に限局されるということは問題
であるが、大臣のいわれた補給支持及び施設使用は米軍にとつて
實質的に役に立つところである (recognizes substantial values)。

今後の進め方としては、

- (イ) まず行政府内で國務、国防兩当局で大臣のお話を検討し、
- (ロ) 次に上院領袖四、五名と極秘裡に相談してその原則的支持
をとりつけ (この意味では新条約も条約改正も同じである。)
- (ハ) 右の preliminary exploration により見通しが立つたらマククァサ

ー大使をして東京においてディスカッションを行わせる。
ということとしたく、結論は明年早々米議會再開までには出すこ
とができると思ふ。

なお、右(イ)、(ロ)は促進して十月一日までには見通しをつけ、そ

こで新条約をやつた方がいいということになれば十月一日後早目に話を始められるであろう。

本件今の段階では機密保持が特に必要である。可能性も分らぬうちに洩れてはできるものもできなくなり、また議員はあらかじめ知らせておかないうちにプレスに洩れることをひどく嫌うものである。

自分の今まで申したところは、岸総理と日本政府並びに自由諸国特に米國と *free and equal cooperation* を続けようとする日本国民に對する米國の信頼の *bare testimony* である。現在米國は広く、かつ、持続的な権利を与えられた条約を日本と結んでいる。しかし米國は条約上の権利よりは *good will* と *sense of common destiny* から来る連帯關係を尊ぶものである。大臣のお提案は米國からみれば、条約上の権利義務の点で米國に大きな犠牲を求めるものである。すなわち現に米國が条約上有する権利を放棄し、しかも条約上十分

な代償なしには米國が新たに大きな義務を負うこととなるのである。米政府は上院が同意することを期待しつつあえてこれをなさうとしているのである。われわれのその気持は日本国民にもよく分つて貰いたい。米國がかくする所以は法律的権利より精神的紐帯を尊重するからである。今自分が申し上げたいのは以上である。

藤山大臣 日米紐帯の強化は岸内閣として真に重視するところである。自分の提案は形においては今度は逆の *one-sided* になるかも知れないが、日米兩國が運命をともにするという立場から米國がそこまでやるという気持に対応し、岸内閣としてもそれだけの責任を覚え、決心もある次第である。簡単に他の問題に移りたし。(三時二十五分)

藤山大臣 先般沖繩の土地問題が解決して関係者は非常に満足したが、その結果は今回の選挙の結果に現われている。この機会に貫

長官の尽力を謝する。沖縄の問題は九千万日本人の問題であること分つて貰いたい。本日は施政権返還の問題には言及しないが、沖縄が日本人の問題であるとの意味より日本として沖縄人のためにできることがあればやるべきである。殊に経済的には沖縄は戦前から本土の援助を受けてやっていたので、当面経済援助も必要であるかと考えられ、今後日本としてこうしたいということにはマックアサー大使に話して努力して行きたく、右の事情を念頭において貰いたい。土地問題に関するロバートソン次官補、レムニッツァー大將の骨折りを謝する。

ダレス長官 米國は日本人と沖縄住民との間に artificial barrier を作るうという意図は毛頭ない。Good orderを保つため経済問題なども沖縄軍政府とよく調整する必要あり、日本政府が軍政府と競争的ないし対立的になるのは困るので、調整を完うするため日本政府のお考えはまずマックアサー大使に御連絡願つて内々に調整される

14

ことを希望する。

藤山大臣 次に小笠原であるが、帰島連盟の人達は将来の帰島は放棄しないが、現在の事態をよく理解し、生活を助けるための補償を求めている。日本政府としてはこれらの人達をできるだけ助けたい。委細は朝海大使と國務省の間で話して載きたい。

ダレス長官 米國は日本政府が現に米國政府が reluctantly にとつてゐる立場を受け容れられ、またその事情を帰島連盟の人達によく話をされ、さらに帰島連盟の人達も納得してくれたことを誠に多とするものである。昨年の貴大臣との会談の際も補償のことをお話ししたことをよく覚えてゐる。ただ先般御示しのあつた金額は実は frightening であつた。しかしこれはお話しする用意がある。

藤山大臣 米國の法制の問題その他もマックアサー大使から聞いてゐるが、精神的苦痛もあり、よく考えて貰いたい。また帰島連盟は一貫して共産勢力を受けつけない立派な人達であり、彼らを

15

喜ばせる効果は極めて深長である点も見落さないうで貰いたい。(ダレス首肯せり)

次に戦犯につき一言希望を述べたし。さきにA級が片付いたことは深く謝するところである。ただ現在のままで行くとB0級のうち八十余名が完全にクリアされるのが二年先になるので、これがなんとか一律に解決するよう希望する次第で、東京で話を続けたい。

ダレス長官 この問題はよく検討した。来年一月後早い機会にB0級全部につき最終的に解決しうらと思うが、委細は東京で話せることとしたし。(三時五十分)

藤山大臣 最後に核兵器の問題であるが、安保条約の問題は先刻の話でよく分つたが、結局はこれに含まれる問題ではあるが、核兵器持込問題は国民感情、国会などの関係もあり、持込は協議事項とすることに關し、新条約は先立つて話合いができたということ

16

にしたく。たとえば東京で安保委員会で発表するということのようなこともいいたしたし。

ダレス長官 これは新らしい問題であると思われるからお答えする前によく考えたし。

藤山大臣 今即答を求めるわけではないが、東京で安保委員会でとり上げることを研究しおきたい。

ダレス長官 安保委員会でやるのが適當でないとはいわないが、軍事当局と十分話すまで待つて貰いたい。

実は大統領のところに行かねばならぬので、ここで中座させて貰いたし。

なお、プレス・リリースはロバートソンと御打合願いたし。(三時五十五分)

以下、ロバートソンとプレス・リリースにつき打合せの上会談を終了した。

17

なお、この間マッカーサー大使は、米保長の席に來り、「大臣の最後にいわれた核兵器持込みに關する了解の問題は、ダレス長官にも内容は説明してあるが、もし了解を行うとすれば、条約上の權利を制限することとなるから、議會筋とも話しておかなければならず、いずれ十月に入つて安保条約の話をする際、それまでには安保条約の問題と一諸によく検討し話しておくから、その際に東京でお話しをいたしたし。

なお、安保委員会でやることは必ずしも適當でないのではないかという気がする。」との趣旨を耳打ちした。

依而米保長より、大臣が安保委員会といわれたのは一つの方法としていわれたのであつて、日本側は必ずしも同委員会に固執するものではないが、前にも申したように日本側は本件に關しなんらか文書の了解を要望するものであると述べおいた。

小笠原補償問題に關するダレス長官との
会谈要領案

八月二十九日、大臣からマツカーサー大使に提出された補償要求
について、米國政府が最も好意的な取計いをなされるようダレ
ス長官の尽力を御要請願いたい。

なお、「この補償は米國の明年度予算によつてなされるとのこ
とであるところ、補償の決定に余り長くかかると、その間種々の
揣摩臆測や新聞記事の種となつて、好ましくないとと思われるが、
何時頃決定がなされ、何時頃支払がなされる御見込みなりや承りた
い」旨御尋ね願いたい。

極
秘
まで

ニ先方は、日本側要求額は甚大に過ぎるから五百万ドル位にて満足
せられたいといひ出すことが予想される所、その際は、「日
本側要求額は一見甚大なようにも見えるが、右計算の基本的考え
方及び計算の基礎に關する補足的説明及びこれをバック・アップ
する資料は、在日大使館に提出してありこれを御検討になれば日
本側要求額はいい加減な数字ではなく、補償額決定の手がかりと
なる合理的なものであることがお判りなると思ふ。」

しかし日本側としても四十五億円を函致する積りはないが、五
百万弗は余りに少な過ぎると思われる。
（千二百五十万ドル）こ
の点については、今後マツクアサー大使及び朝海大使を通じ通常
の外交ルートで折衝することと致したい」旨お答え願いたい。

沖縄問題に関するダレス長官との会談要領案

一 軍用土地問題については米國政府関係当局の好意的取扱に特にダレス長官はじめ國務省の尽力に対し謝意を御表明願いたい。

二 一 日本政府及び國民が沖縄が日本の施政権の下に復帰できるような時期ができるかぎり早く到来することを希望していることは御承知のとおりであるが、それは扱っておいて、現在の段階でも、日本が米國の施政権に干渉することなくして沖縄住民の福祉と經濟發展を図るといふ米國の方針に對して日本ができるだけ協力をすることは可能であると思う。具體的なことについては、マツクアーサー大使にお知らせしてあるので御承知のことと思うが、本件は技術的な面が多いのでもし米國政府において右に御異存がなけ

極
秘
まで

れば通常の外交ルートに移して話し合いを行わしめるとともにわが方としては来年度予算にこれがための予算を得るよう尽力することといたしたい旨御発言願いたい。

極

秘

沖縄問題に関するダレス長官との会談要領案

一 軍用土地問題については米國政府関係当局の好意的取扱ひ特にダレス長官はじめ國務省の尽力に対し謝意を御表明願いたい。

二 日本政府及び國民が沖縄が日本の施政権の下に復帰できるよりな時期ができるかぎり早く到来することを希冀していることは御承知のとおりであるが、現在の段階でも米國の施政権に干渉するが如きことなく沖縄住民の福祉と経済発展のため日本が米國に対してできるだけ協力をすることは可能であると思ひし、また米國としても御興存がないものと思ひ。

- ついでには、差当り例えは
- (一) 教員の訓練に対する協力
 - (二) 復興のための建設資材等の供給
 - (三) 戸籍事務整備のための協力
- 等の方法が考えられるが、これについての御意見を承りたい。

外務省

本件は技術的な面が多いので、米國政府において右に御興存がなければ通常の外交ルートに移して話し合いを行わしめるとともにわが方として来年度予算にこれがための予算を得るよう尽力することといたしたい旨御発言願いたい。

外務省

極
秘
まで

小笠原補償問題に関するダレス長官との
会談要領案

一 八月二十九日、大臣からマツカトサト大使に提出された補償要求について、米國政府が最も好意的な取計いを取られるようダレス長官の尽力を御要請願いたい。

二 先方は、日本側要求額は老火に過ぎるから五百万ドル位にて満足せられたいと云い出すことが予想されること、その額は、日本側要求額は一見老火をよりに見えるが、右計算の基本的考え方及び計算の基礎に関する補足的説明及びこれをバックアップする資料は、在日大使館に提出してありこれを御検討になれば日本側要求額はいい加減な数字ではなく、補償額決定の手がかりとなる合理的なものであることがお判りなると思ふと御答え願いたい。

三 それでもなお先方が前首をくりかえしわが方の譲歩を求めた場合

合は、わが方としては、旧島民の窮状はもとより、日米友好關係の大局から、米國政府の政治的な考慮をお願いする次第であるからわが方としても政治的考慮をして八百万ドルにて解決を図ることといたしたく、これならば、自分としても旧島民その他國內をなんとか獲得できるのではないかと思ふ。ついでに米國側においても種々の事情はありなると思ふが、貴長官の御尽力によつて、是非との線で米國政府内部を御獲得願いたいとお答え願いたい。

四 先方が右をも引受けない場合には日本側要求の検討とダレス長官の風力を重ねて要請せられ、自分の帰國後マツカトサト大使を通じて折衝をつづけることとした旨御話しおき願いたい。

極
秘
まで

沖繩問題に關するダレス長官との会談要領案
 一 軍用土地問題については米國政府關係当局の好意的取扱ひ特にダレス長官はじめ國務省の尽力に対し謝意を御表明願いたい。

二 日本政府及び國民が沖繩が日本の施政權の下に復帰できるよくな時期ができるかぎり早く到來することを希冀していることは御承知のとおりであるが、現在は取組んで、現在の段階でも米國の施政權に干渉するが如きことなく、沖繩住民の福祉と經濟發展のため日本が具体的な措置を講ずるべきであると思ふ。△

△
 三 沖繩に對しては、マッカーサー大使に交渉しようとするので、ゆかたのこと、思ふが、また米國としても御承知がないものと思ふ。

△
 づいては、差当り例えは
 (一) 教員訓練に対する協力
 (二) 復興のための建設資材等の供給
 (三) 戸籍事務整備のための協力

等の方法が考えられるが、これについての御意見を承りたい。

外務省

△
 本件は技術的な面が多いので、もし米國政府において右に御懸存がなければ通常の外交ルートに移して話し合いを行わしめるとともにわが方として、来年度予算にこれがための予算を得るより尽力することといたしたい旨御発言願いたい。

外務省

(藤山大臣よりダレス長官への陳述案)

「韓国において収容されている日本人漁夫と強制退去命令に基き収容されている日本国における韓人居住者との相互釈放に関する日韓交渉の現状概要と日本の立場」

本問題についての詳細なる説明は、別紙に述べられているとおりであります。一言にしていえば、過去二カ年間にわたつて行われてきた本交渉は、遂に重大な段階に立ち至りました。日本政府は、たゆみない、かつ誠意のこもつた努力を払い、かつ可能な最大限の譲歩を行つたにも拘らず、本交渉は今や、韓国政府側の一方的な不当、かつ不合理なる諸要求によつて、全く行きづまつている次第であります。

韓国政府の要求の中でも、日本政府にとつて同意できない最も決定的な点は、韓国政府がその対日財産請求権の処理に関する限り、

「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」の趣旨を骨抜きにするか、もしくは無効にするように、「合意された議事録」案文を修正することを固執している点であります。

右の韓国政府の修正要求によれば、日本側はその在韓財産に対する請求権の主張を放棄する点について、(この点は日本側がすでに同意したのでありますが)右の「米国の見解の表明」に述べられている解釈によつて、拘束されるに拘らず、他方韓国側は、その対日請求権については、いかなる意味においても、右の「米国の見解の表明」によつて拘束されないこととなります。韓国側は、かかる修正案を提案する理由は、韓国政府としてきたるべき全面会談において、韓国の対日財産請求権の処理について、日本政府がとること

あるべき態度について不安があるからであると述べました。しかしながら、「合意された議事録」案文中に、日本国の外務大臣が「米国の見解の表明」は、財産請求権の相互放棄を意味するものではなく、かつ日本政府は、韓国の請求権について解決のため、誠意をもつて討議することに異存はないと明確に述べることになつており、請求権問題解決に対する日本の態度はこれによつて十分明らかにされていると思ひます。

本来は、財産請求権のごとき問題は、韓国官憲によつて不法に抑留されている日本人漁夫の釈放のごとき、人道上の問題とは全く無関係であります。請求権の問題に関して、右に引用した合意議事録案における外務大臣の言明以上のことは、来るべき全面会談において討議せらるべきであるというのが、日本政府の見解であります。

右の諸事情にかんがみ、私は、貴長官が、韓国政府が、特に右に説明いたしましたより現在問題となつている^文恣意点について、合理的な態度をとり、人道的見地から行われてきた韓国抑留日本人漁夫の釈放のための本交渉が、迅速に妥結されるように、公平な第三者としてあつせん^のの勞をとつて下さることができれば、誠に感謝にたえません。

さらに私は、たとえ本交渉が妥結いたしましたとしても、なお韓国の対日財産請求権の処理とか、いわゆる「李ライン」に関する事項などを含んだ漁業問題など、さらに種々困難な諸問題が、これら主要懸案を解決し、両国間に正式外交関係を開くための基礎を確立することを目的とする次回日韓全面会談の前に立ちふさがつてい^ることを申し上げたいと存じます。アメリカ合衆国政府が、この関

係においても、必要に応じ東アジアにおける安定という大局的見地
から、助力を与えて下さるならば、まことに感謝にたえない次第で
あると存するものであります。

電信写

昭和三五 四九一五 暗
四九一四 本 省
四九一三 二二日〇八〇四着

藤山大臣

朝海大使

(沖繩問題に関するロバートソンの内話に関する件)

第六六七号(館長符号扱)

往電第二七五号に閱し

往電第六五九号会談を終わらる後、本使よりロバートソンに
対し、自分は本省よりなんら訓令に接しおる次第にはあらざる
につき、以下の発言はパーソナルなものとしてお聞きありたく
また米側には聞きにくきことかも知れざるも率直にいわざれば
意味なきにつき、外交辞令を用いず、沖繩問題にて自分の感じ
ていることをお話し致したしと前提し、昨年岸総理来米の際、
総理より大統領や國務長官にお話しした通り、沖繩は日本の一

外務省

三月廿一日
三月廿二日
三月廿三日

電信写

(第六六七号の二)

部であり、沖繩で行われる行為はひとつひとつ極めて敏感に日
本の政界にはねかえる次第であり、右事情は改めて自分より繰
返えす要なかるべしと存ず、米側としては、日本政府としてお
おげさに取扱い必要なかるべしと考えるかも知れぬようなさ
いな問題でも、こと沖繩に関しては、日本としては重大案件と
してとりあげざるを得ざる立場にありと述べたところ、「ロバ
は自分らもその事情は充分承知しておるつもりである」と述べた。
よつて本使より自分は再び米國が貴見のごとく承知しているか
疑問に思う、たとえば最近同地の軍政長官が沖繩議會における
定足数に関する規定を勝手に変更したときは、これで事態を
收拾しなければならぬ責任を有する彼としては当然なんらかの
措置を講ぜざるを得ないことは充分にわかる、しかしながらい
かに彼の当面する案件が機微な外交問題であり、その措置をと
る時機のまずさでいかに反響が大きいであろうか等の判断は彼

外務省

電信写

(第六六七号の三)

に期待し得べくもない、事実この長官がかんたんにワンストロ
 ークで問題を解決せんとしたことはいちじるしく日本政府をエ
 ンバラスしたことは疑いなしと述べたところ、「ロ」は軍政長
 官はよきケースをもつていたと思うが、まったく独断でその
 よかれと思う措置をとつたため、国務省さえもわずかに前日に
 事態を知らされたほどである、さもなければ事前に充分に途を
 ベーヴし、日本側とも連絡して事態が不当に報道されることを
 避け得たるべく、自分らも遺憾に思つてゐると答えた。

よつて本使から、当時日本側は米側に対しなんらのリブレゼ
 ンテーションを行わなかつたことは日本側が現地責任者のやり
 方に遺憾を感じていなかつたからにはあらずして、あの際に日
 本政府より米側になんらかの申入れを行うことは、たんに米政
 府をエンバラスするのみで、問題の建設的解決に寄与せずと考
 えたからで、この点は米側も充分わかつていたのだきたいと述べ

外務省

電信写

(第六六七号の四)

たところ、「ロ」も日本政府の考慮は米側としても深くアプ
 シエートするところであると答えた。

「さらに本使より先般貴次官補は、自分に対し沖縄に關しモーダ
 ス、ヴィヴェンデイを考へざるべからずといわれ、その意味
 はあきらかでないが、米側は沖縄において、日本政府に対する
 イリテイションを避ける各級の措置をとることができると思
 う、たとえは(イ)沖縄の最高責任者として文官を任命し、軍人が
 ミリタリー・ディクテーターとして君臨しおるかごとき様相を
 是正することもできようし、(ロ)地代の支払様式も研究できよう
 (ハ)農民から土地を接収しおきながら軍用にも使用せざるもの相
 当面積ある由につき、これ等を整理すれば農民もよろこぶべく
 (ニ)国旗掲揚の問題もあるべく、(ホ)一例なるも狭小の沖縄にゴル
 フ・コースが三つもある由なるも一つ位に止めて、他は農民
 に返還し、米軍人がゴルフをやりたければ日本に行けば日本側

外務省

電信写

(第六六七号の五)

は歓迎すべし、現地の民政長官としては軍の志気昂揚を図ることとは最高の使命故、厚生施設が多ければ多いほどよろしき理なるべきも、視界を広めればこの考え方は日米双方のために不健全なりといわざるを得ずと述べた。

四 右に対し「ロ」は基本的な考え方については全然同意なり（「I can't see how」ただし）の最高責任者を文官とすることがはたして適当であるか、また日本に対する感觸上よろしきや、自分は若干の疑問を有す。なんとなればかかる文官はポリティカル・アポイントメントとなる公算多く一應任命された場合、不適任と判明しても、なかなか取除けない（国務省の役人を任命し、不適任とわかれば電報一本にて転任せしむ得るにあらざやと質問したところ、軍政官が文官となる場合、彼は外交関係を扱う役人ではないので、国務省外の省から任命される公算多しと答えた）。一方米側は昨年岸総理に御説明せるところ、軍事的必要

外務省

電信写

(第六六七号の六)

に基づき沖繩を使用しおる次第にて、軍人が最高責任者として存在することは自然なるに對し、かりに文官をこの地位に任命せば、米国の軍事上の必要と無関係に沖繩に腰をすえることに決めたという悪宣伝に乗ぜられるおそれあり。この点さらに慎重に検討したいと思う。また軍人は視野が狭く、軍の厚生のためのみとられる政策が必ずしも日米の国交と一致しないことは御謀の通りである。自分等としては過敏のにかい経験にもかんがみ沖繩の問題は軍事問題である故、当然国防長官が発言権を有するが、それがいらいち敏感に日本に影響をおよぼし、ひいて日米の国交に影響をおよぼし来る外交問題でもあるので、国務長官にも積極的な発言権を持つてもらい、大統領を加えた三者にて政策を吟味して実行に移すこと然るべしと考えていると答えた。

五 最後に本使より、くどきようなるも昨年首相および外相来米の

外務省

電信写

(第六六七号の七)

際も日本政府は基地を返還せよなどとは要求せず、基地の使用を認めつつ、ただ米側が日本に対するイリテーションをでき得る限り少なくするよう注意を喚起した次第と了解している、最近の沖繩立法院の選挙で民連が大きく進出したとすれば米国はunder fireで譲歩をすることとなり、到底かかる譲歩を行いがたき理なるべきも、事態はしからざるにつき米側としては比較的きやすく問題を論じ得るわけなるべく、この際は米国にとり沖繩問題を研究する絶好の機会なりと存すと述べたところ、「ロ」は副説明はよく分かった、この時期がよい機会であるという貴見にも同意である、折角研究を急ぐことと致したい、ただ自分としても率直に言わしてもらいたい点あり、米国が日米間の摩擦を少なくするため沖繩においていかなる調節を行つても日米間に摩擦を起させることを利益とする分子は、あらゆる口実を捉え小問題を大げさに取上げて日本政府を攻撃することを

外務省

電信写

(第六六七号の八)

あきらめないであろうし、それが彼等の狙いであろうから、米側の意思が友好的、合理的なりと納得されたならば日本政府も腰を据え、かかる分子の策動に対し徹底的に対処する態度をとられることが望ましく、米側が協力してくれば沖繩で問題がなくなり、左翼にハラスされることもなくなるうと考えるとせば極めて安易的であり、非現実的であるといはざるを得ないと付言していた。

六 双方とも本日の会談はまつたくのパーソナル・ベースで行われたものであることを確認して会談を終つた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、米参、亜、米

外務省

藤山大臣、ダレス國務長官會談録

日時 昭和三十三年九月二十三日午後三時十分
五時四十分

場所 國務長官室
出席者 日本側 藤山大臣

朝海大使

近藤情文局長

小田部參事官

島内參事官

東郷米二課長

米國側 ダレス國務長官

ロバートソン次官補

デイルン次官補

2, 5, 8



ラインハルト國務省參事官
オーキー北東アジア局次長
ズヘレン(北東アジア局)

ダレス 米國は平和条約を殆んど独力でまとめたが、右は日本が、東亞で平和と安定のためのグレイト・ネーションとなることを期待してやつたことで、その期待を達成するため、今後共更に協力するであろう。先般の岸総理の来訪は大きな成果を挙げたと考えている。総理から丁寧なお手紙を頂いたが、お手紙に書かれた通りの気持で貴大臣とお話したしたい。

大臣 自分は岸総理と二十年來の親友で、岸氏が総理となることを夙に希望していた。自分が外相を引き受けたのも、外交の二元化を避けたしとする岸総理の希望に答えるものである。自分が外相となつても総理が樹てた原則を変へることなく、これに従つて外交を進める考えである。

七月十日に岸内閣の改造が行われたが、岸内閣に対する世間の期待は大きく、その期待の中には、総理の訪米で日米關係が新たに固められた事實が存するわけである。国内政策上、労働

1

教育の二問題については特に重要視して、閣内に委員会を設けてやつている。労働問題は先般岸総理に随行した石田大臣が強い且つはつきりとした態度でやつており、世論もこれを支持し根本的な解決が出来るのではないかと考えている。又教育問題についても日教組対策、教育内容改善等に努力しており、相当な抵抗はあるが政府はその施策の貫徹を強く期している。

以上のごとき政策を遂行してゆく上に種々の問題が起つて来るが、例えば、沖繩に關していろいろ摩擦があるということ自身の問題である。沖繩問題は総理訪米の際、詳しく話されているので、又ここで繰り返す必要はなきも、現に自分の出發前文部大臣は沖繩の教育制度改正につき、米國側の考慮を求めよう再三自分に申し入れておるが、軍政のまま教育を返さすことは困難もあるが、例えば、このような問題でも、よく考えて貰いたい。

2

先般の岸、ダレス会談の成果については国民は大きな関心あり、その一は安全保障に関する日米委員会である。右委員会は既に二回会合し、その運営には政府も国民も満足している。更に国連憲章と安保条約の關係に関する最近の交換公文も亦、満足をもつて迎えられた。他方米軍の撤退が順調に進められており、撤退に関する諸問題が、日米委員会で討議されていることは結構なことで、その点スミス中将はじめ在日米軍当局も、よく協力していることを申し上げる。

次に過般のワシントン会談に関連して日本国民の期待している二点あり、即ち小笠原及び戦犯の二問題である。小笠原については、日本内では先般の会談内容は詳知せざるも、討議されたということは承知しており、大きな関心を持たれている。小笠原には既に混血系島民は帰っていることであり、帰島連盟は漏れ且つ真面目な人達で、二千名というようなことでなく、少

数でも早く帰島を実現して貰いたい。帰島が認められるということになれば、必ずしも誰でも帰えりたいたいということもならぬわけで、現在のように全然認められないということは非常に困るのである。

戦犯については既に叙は大幅減つてはいるが、既に戦後十二年経つても未だ解決しないという現状は困る。ABC各級全部一度にといつても困るであろうが、例えばB級に関する委員会のごときも現在の委員会を廃止することは困難であり、又減刑の出来ない場合は監視を止めることも考えられるのではないか。何れにせよ本件は何とか早く解決するように考えて頂きたい。

これらの問題の解決は日米關係強化の全般的見地から極めて重要である。具体的には今後共、大使館を通じ話を進めることとなるが今、申し上げる所以は、これらの問題の解決が、右の

意味で重要であるからである。以上述べた所につき何等か御意見ありや。(三時四十五分)

ダレス 貴大臣が遠慮なく話されたことは欣ばしい。日本政府が労働対策を進められていることは誠に適切であると思う、労働組合は共産主義煽動者に最もねらわれているところで、米國においても、西海岸で、なお十分解決されていない。他面この問題は単なる強圧では解決されず、健全な労働運動が必要であることも憲と御承知と思う。教育問題も亦、共産主義者のねらう所で、共産主義國では四年毎に選挙のある民主主義國におけると異り、教育により青年の思想を全く変えてしまうことも出来る次第である。

沖繩の教育問題につきお話があつたが、同地の民政から教育問題だけを切りはなして処理することは困難であると思う。

5

安全保障に関する日米委員会の発足は欣ばしい。この委員会の運営を通じ、条約の terms を変えることなく *acceptable of mutuality* を達成し得べし。米側も満足しているが、日本側も同感と思う。又地上部隊の撤退も(ロバートソンに確めた上)本年内に実現すべし。

小笠原に関しては岸総理来訪の際、帰島又は補償につきお話した。その後帰島を研究したが、結論は否定的である。この問題は軍当局との間で議論をつくしたところである。

國務省は容易に論駁されないものであるが、この問題については軍に理由ありとの結論に達せざるを得なかつた。軍は混血系を帰えたことも失敗であつたと考えており、右は *security reason* に由るものである。補償については実際の解決方法として日米間に検討の用意あり。国防当局の主張については、これ

6

は、国防当局だけの責に帰することも出来ない。少数の帰島を認めることは、日米關係に有利であるとは思えない。

A little beginning does not end it. 少数を帰せば、又後から帰りたい者が出て、絶えず、日米間の摩擦の種となるであろう。又將來は、経済的破綻も予想されるであろう。岸總理とお話した際、話に出た代案としての補償を考へる方が適當である。

戦犯については甚だ技術的の問題があり、自分も今細かい議論に入ることは困難であるが――。

大臣 本件を推進して行くことが出来るなら説明のための書類を置いて行く（戦犯の説明書を手交）。

ダレス A級非軍人三人については問題なし、（ズベレンより關係國の同意を要する旨を指摘し、ダレスより關係國と話している旨訂正。）A級軍人七人については監督停止を研究すべし。委員会については現存の委員会では適當でないと考えているが

7

なお、研究の用意あり。（四時五分）

大臣 沖縄の教育問題については、例えば教科書は日本の文部大臣が見て変だと思ふ様なものを使うことを止めること位は出来る筈である。もう少し軍と協議して貰いたい。

ダレス 教科書が特に objectionable であるという材料はあるか。

大臣 日本より送るべし。

ダレス マックアーサー大使に渡され度し。

ロバートソン 日本の教科書は日教組が違ふのか。

大臣 文部省で認定をすることになつてゐるから日教組が違ふと
いうことではない。

小笠原について軍との關係がむづかしいといふことは分るが、軍もただ駄目だといわずに、例えば場所、人数、更に必要なら職業等を条件として少数でも帰すよう具体的に考へることは出来るのではないか。更に東洋人獨特の問題として墓參の問題

8

もある。

ダレス 軍は歸ての島民につき全島に亘り帰島反対である。又墓地については戦争による破壊や其の後のジヤングル化により跡形もないと言っている。

大臣 墓地がなくなっているから墓参は意味を失うと言ふ様なことは日本政府は言える道理はない。

ダレス 墓地の横分に日本政府の代表を送つて見ては如何。

ロバートソン 軍は日本政府代表を送る facilities はないと言つてゐるし、セキュリティの関係から墓参のための出入を許すことは出来ない。(四時二十分)

大臣 エニウエトツクの核実験に關し岸総理より抗議があつた筈である。核実験については日本国民は神経質であり、総理はあゝいふ發表に対しては抗議せざるを得ない。日本国民の本件に對する気持は純粋なものであることは米國も考へて貰う要あり

本件の扱ひ方は保守党政權の生命にも關する所である。核実験のみならず、核兵器の製造使用の禁止を含む軍縮全般の達成を希望することも日本人の強い気持であることも分つて置いて貰いたい。國連における本件の扱ひ方も斯る國民の氣持を背景としてゐるのである。

ダレス 國連での貴大臣のスピーチは非常に立派であつたと思つた
大臣 來年は労働問題等で社会党とも相当衝突することも予想され、本件の扱ひ方は特にむづかしい。國連において日本が単独提案したことも熟慮の上である。米國の考へ方はよく分るが、

日本側の考へ方はよく理解され度し。

日米通商問題に付米政府が日本の立場を理解して臨んでおられることを多とする。來年は互恵法の問題もあり、日本政府も米側の考へも考慮に入れて種々措置し度し。日本側では兎も角五億弗も余計に米國から買つてゐるのだという頭もあり、又對

米輸出品は中小企業産品が多い点から日米關係に影響する所が特に大きいのである。

中小企業の問題については、其の数が非常に多いので中共貿易にも關心が大きくなる訳である。我々は中共貿易に大きな期待を持つ訳ではないが、少しでも大きくする様に努力しなければならぬ。そこで民間通商代表部を置く議論が出て来るのであるが、之は中共承認とは別問題である。之を置く理由は政治的な第三者の介入を排除する為である。その為めには中共で貿易を實際にやつてゐる者を東京に置くことが適当な方法である。之は承認とは關係がない。我方は斯る方針であるから御承知置き頂きたい。

東南アジア開發基金に付岸総理より米側の研究を願つたが、東南開發の方法論には種々あるべく、何等確定された意見あらば伺い度し。

日本も基金方式だけでいいというのではないので、米側の意見も聴きたく、又東南ア諸國の意見も待つてゐる。日本は基金という大きなものを作ることがいいと考へてゐるが、同時に部分的にでもできるところからやつて行くことを考へてゐる。来年度は予算もとつて着手したいと考へてゐるが、今後も米側でも熱意を以て考へて貰いたい。(四時四十五分)

ダレス 日本人の核兵器に対する氣持も分るが自分のいうことも聞いて貰いたい。過去十二年來新しい動力源が発見され、この動力源は將來あらゆる分野で活用されることとなるが、まだ原子力の發展はクルード、ステージにあり、かかる時代の戦争は真に恐るべきものである。従つて相互査察等により戦争を出来なくすることを考へて行かねばならない。しかしもし戦争をless likely にすることが出来ないなら、この新しい力を有効に使用することを考へなければならず、そのためには人間に害の

ない様子を原子兵器を作る要あり、テストを継続しなければなら
ない。日本政府が本件を日本国民が *reason* でなく *emotion* で動
くことを考慮して処置しなければならぬということに分らぬ
ではない。ソ連のテストの結果の放射能は米国にも流れて来る。
自分は国連の演説で放射能の危害のない程度迄進歩することを
期待する旨を述べたが、この点についてはストラウスにも会つ
て聞いて頂きたい。いずれにせよ国連では充分協力して行きた
い。米国は日本を *induly* に *press* する気持はなく、日本政府が
政治的に出来ないことを無理にやってくれとは言はないが、米
国の目的と意図の *integrity* をよく理解して貰いたい。特に国
連で日本が共産陣営に与したという結果になることは自由陣営
全般の見地からも極めて面白くないことであるから、国連にお
いて日米両代表団において密接に協力することとしたい。
通商問題については従来自由貿易主義であつた南部が工業の

進歩や棉花をただワシントンに向つて売ればよいという事情か
ら保護主義化している。

中共の貿易事務所は政治的に *bad consequence* があると思う。中
共が買いたいものは中小企業産品に非ず、又直接取引はしない
であらう。事務所開設の結果は *commercial benefits* よりも *political*

Liability の方が大であるという結果になるであらう。 *lessee evil*
というお考だろうが自分はいずれが *less evil* かよく分らない。

東南アについては日本とこれら地域の通商振興は誠に結構で
あるが、新たに大きな機関を設けることは疑問である。 *NATO*
はアフリカ関係で *UN* は *SUNFED* を、中南米には亦別の構
想がある様であるが、既存の一般的機関で既に充分であると考
える。尤ももし日本が東南アと真に *business* があるというなら
そのための機関として日米間に研究することは結構である。
しかし重要なことは実際に具体的なプロジェクトがあるか否

かて finance や mechanism が先行するのは逆である。従つて米
国は東南ア諸国の考を知りたく、又日本が小規模なものから出
発しようとなさることは結構であると思ふ。

大臣 日本のはやろうとしては、米國が米國が米國が出資する用意がある
との indication があれば甚だ進めよいことになる。

ダレス business があるなら米國自身そう余裕がないから出せるか
否か分らぬが相談に来られることは結構である。米國は數年來
スタツセン氏初め研究して来たが business を見出せなかつた。
(五時十分)

大臣 時間もないので議題だけに言及するが、余剰農産物、原子
力一般協定、農業移民在米資産返還、日米航空協定等の問題は
今後共外交チャネルで進めるからその促進を計りたい。

ダレス 短期農業移民については未だ發表の時期ではないが、原則
的に大体差支えない所まで来てゐる。

15

大臣 日韓交渉は行き詰つてゐることを考えておいて頂きたい。

目下 deadlock は財産権問題に関する米國の意見についてである。
文化交流についても考え度し、最近ポリシヨイが来てゐるが
ソ連は外貨問題などをパイパスしてやつてゐる。そういう面も
便宜が必要であらう。

ダレス 文化問題は自分も関心あり、当初日本に行く時もロツクフ
エラーを連れて行つてゐるいろやらせてゐる。人物交流も進ん
でゐる。ただ海外に派遣するにしても独裁國でやる様に簡単に
は行かない。

大臣 本国会談の機会を得たことは誠に欣快であつた。但し痛く
失望せること一件あり、即ち小笠原に付岸總理訪米の際はもう
少し希望があつたが、國務省でも本件はもう少し掘下げて考え
て貰ひ度い。自分は帰島遠望の人達とも何度か会つてゐるが、
本日の話を東京に帰つてあの善良な人達にその體伝えたら其の

16

落胆は思い余るものあり、国務省でも大局的に考えて何等かの解決を軍とも話合つて貰いたい。帰島すべき人の選択も連関は充分責任をもつてやれると思う。

ダレス 総理は帰島の代りに補償ということを言われたと思うが、本件には security factor がある。米軍の日本撤退に伴い小笠原は exclusive military reserve にする要あり。故に軍はさきに一七五名の混血系を帰えしたことも失敗だつたと思つてゐる。右の軍の要求は convincing であるとの結論に達した。国務省も最後迄論議したが、軍の言分を尤もと認めざるを得ない。之が根本問題である。

大臣 security の見地もあるべきも、混血系が先に帰つてゐるということは差別待遇である。補償で解決するという問題ではないので、此の上共研究願ひ度い。

17 ダレス 差別待遇は元々日本側に発している。其の点については、

むしろ混血系も日本に戻し度い位にさへ考える。根本は security の問題で米軍としてはあらゆる議論を尽したが、補償で解決するより他なしとの考である。

大臣 本件は本日結論に達したということではなく今後も更に努力するということでお話はお話終ることとし度し。

ダレス 島民に更に希望を持たせて置くということは *bad* でないという毀謗になつてゐると思う。仮令百人でも戻す様に努力して来たが、米軍は島民に *keeping the hope alive* するよりも補償で解決することを研究し度い。(五時四十一分)
(尚右終了後リリースに付簡単に打合せが行われた。)

電信写

昭和三二 一四五七二 暗
ワシントン 九月一九日一九〇〇発 米一
本 省 二〇日二〇〇着

岸 大臣臨時代理

朝 海 大 使

(藤山大臣ダレス会談議題打合に関する件)

第二二五八号

次官へ 東郷課長より)

往電第二二五七号に關し
十九日午後安川參事官と國務省においてオーキート東北アジア局長代
理(パルソンズ局長は國連に出張不在)及びマーチン課長と大臣会
談の議題につき打合せを行つたところ御参考となるべき先方の發言
左の通り。

一 小笠原に關し、先方は先づ岸總理訪米の際の漏洩問題に言及して
遺憾の意を洩らし、また混血系住民を先づ歸したのは今から見れ
ば失敗であつたが、当時は戦争中及び戦後における日本内地の差

外 務 省

電信写

(第二二五八号の二)

別待遇から混血系住民を救うためにとつた措置であつたと述べて
いた。

二 戦犯問題に關し旧軍人A級七名の刑期短縮には米国内において問
題ありと述べ、またABC各級を通じてパロール中の監督を止め
ることにして貰いたいとの点については在京米大使館よりの報告
でははつきりしなかつたが今回の説明で日本側の要望の意味が判
つたと述べていた。

三 日韓交渉仲介の問題については従來の米國の考え方は

- (イ) 日韓双方が仲介を希望するに非ざれば乗り出せない、また
- (ロ) 一方の肩をもつて、他方を抑えたと云うことはやれない、
- (ハ) 不用意に動いて日韓双方から怨まれるだけの結末に終ることは
したくない

と云うことであつたと述べ、何れにせよ、國務長官に詳しく報告しておく述べた。
なお先方は今回の外務大臣訪米では非公式にゆとりをもつて國務

外 務 省

極 秘

極 秘

D/B

極秘

電信写

(第二二五八号の三)

長官と話合つて頂きたいと考えていたが、小笠原、戦犯等の問題が予め議題として上つて来たため事務的準備を進める必要を生じ、国務省としては充分準備はしている次第であるが、そのため、かえつて窮屈なことになつた感じであると述べていた。

我方において小笠原及び戦犯の二問題を特に重視しおる次第は右と併行してニューヨークにおいても小田部参事官よりパーソンズに申入れて国務省に伝えしめた。

なお前記一の後段、日本における差別待遇云々については国務長官より言及することもあるべきに鑑み、当時の事情に關し当方参考までに折返し御回電ありたい。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、糸、情文各局長、亜参、米参、糸参、ア総、一、米、一、戦犯

外務省

ダレス 藤山会談(後編)

昭和三年一四八三八(暗) ワシントン 九月三日二時四分發 米一

本省 九月四日二時五分着

岸大臣

朝海大使

(大臣外ハス長官との会談に関する件)

第二二八七号 大至急 館長符号扱

ニ、ソレを大臣より先般の岸総理訪米以来国民が特に期待するニ莫きとして、小笠原及び戦犯問題に移す。

外務省



(1) 小笠原については 混血系住民が既に帰島していること、
 帰島連盟が極めて真面目なものなること、等に言及の上、
 全然帰島が認められないと言う莫は特に承服し難く、
 この際、少数でも帰島が実現するよう、是非考慮されたいと述べ、
 戦犯については 減刑、監視の停止、並ひに委員会の三莫につきわが方の要望あり、
 本件は技術的でもあつて別に書面もお渡しするきにつき、速やかに

外務省

考慮されたき旨を求めた。

三、以上に対し、タレスダウ

(1) 総理のお手紙を多とし、お手紙に述べられた通りの

心組みで、藤山大臣ともお話ししと述べ、国内施策

に關し、勞働及文教政策が重要なることに同感の意
を表し、

(4) 沖縄の教育問題は教育権のみを分けて返還する

ことには困難あり、沖縄にて使用する教科書が特に

オブジェクティブであると言う材料でもあれば、マッカー

サー大使に渡しおかれたいと述べ、同席のロバートソンは

日本における教科書の制定と日教組の立場につき質問
した。

(4) 日米安保委員会の発表は喜ばしく、委員会を通じ

條約を改正することなくして acceptable degree of

mutuality を確保し得べく、又地上戦闘部隊は年内に撤収を完了すべしと述べ。

(三) 小笠原帰島については岸総理訪米後も引き続き少数の帰島につき検討し軍当局と討議を尽くしたが、結論はネガティブである。軍としては *security* の問題より先に混血系を帰島させたことも失敗と考えており、この際は岸総理も言及された補償問題を一取り上げて

相談することが実際的であると思う。少数を帰させばそれで万事解決するということはないであろうし、帰島を認めることは日米間の全般的関係上決して望まざらぬと思えないと述べた。

(四) 小笠原に関する右のタレスの説明に対し重ねて大臣より軍の関係がむおかしいことは承知するも、例えは場所とか職業とかを条件に少数でも帰島を

考慮するよう更に軍と話し合われたく、更に墓詣りの希望もある次第を説明されたと、軍は同島に亘り職業如何を問わず帰島にネガチアであり墓詣りにつとは戦争後墓の跡形もないと軍では言っていると言っていた。(本電後校参照)

(イ)戦犯問題については島と研究の上、今後外交手帳ネルで話し進めたと述べた。

六、大臣より、なお余剰農産物、原子力一般協定、短期農業移民、在米資産返還、航空協定等の問題あり、その促進を望む旨並びに日韓交渉に関連し財産権問題に就き、テッドローにならざるに、次第であるが、米側に於ても島と研究をいおつておられたと述べ、また文化交流問題に言及された。

七、今談終了に先立ち大臣より小笠原問題は極めて失望せる旨を重ねて述べ、軍の國防的要請があるなら具体的に指名してなれば地域的にも民族的にも日本側として考慮する。故何とか大局的に再検討して軍とも話合ひを続け帰島実現を見る。強く要望し小笠原帰島連盟の人々が政府及び米軍側に極める。協力的であること。本件は岸、カリス今談にてわが方が

希望をもたされたいわけにリアクションが大きいことなどを繰り返して二時間の河東時間を約三十分超過してわが側がわが。これに対しカリスは國務省としても強硬に軍と話合つたが結局軍の言いかももっともであると言わねるをえず、要するに、軍は日本よりの撤収に伴い、小笠原を *exclusive military reserve* にする要ありと見解であり、これが根本問題でされば

混血系の帰島も失敗であると考え次第であり、
日本側にもこれ以上空な望を持たせることは面白から
おるにつき自分は率直に帰島は望み得ないということ
を申し述べたい。後で岸総理の来米の際も問題と
なつた補償の点を論議することが現実的は考へ方
ありと存すと述べた。よそ大臣より重ねてもかく
本件はこれで終りということではなく更に努力されたし

外務省

と述べたことは前言を繰り返した。
本件は追って大臣御帰朝の上詳々お話あり
へまにつきその取扱いは外部に漏れおるよう特に
御配慮願ひたい。

外務省